

定 款

一般社団法人船場倶楽部

一般社団法人 船場倶楽部 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人船場倶楽部と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府中央区に置く。

(活動エリア)

第3条 この法人の主たる活動エリアは、船場地区(大阪府中央区の土佐堀川から長堀通まで、東横堀川から旧西横堀川までの区域)とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、船場の歴史・文化・暮らしを育みながら、良好な景観・美観を創出し、まちの魅力向上と賑わいづくりに貢献するため、船場地区内の連合振興町会や商店街、まちづくり活動団体、法人等が連携協力し、船場地区全体に亘る課題について、検討し解決に努めることを目的として活動する。

(事業内容)

第5条 この法人は、第4条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

(1)船場の活性化を図るためのまちづくり等の企画提案と事業実施

- ①まちの賑わいと安全安心に資すること
- ②まちの景観・美観に資すること
- ③まちの情報発信に資すること
- ④その他まちづくりに関する企画提案、助成と事業実施

(2)船場に関する意見調整の窓口と合意形成

(3)会員間の情報共有と親睦・交流促進

(4)案内板等共同施設の維持管理と適切な更新

(5)情報収集や発信並びに広報活動

(6)講演会、諸集会、行事等の開催及び会報誌の発行

(7)業務に必要な財源を確保するための事業

(8)上記に係わる受託業務等

(9)その他、この法人の目的達成に必要な事業

第3章 機関の設置

(機関の設置)

第6条 この法人は、総会、理事会及び理事、監事を置く。

第4章 会員

(会員)

第7条 この法人の会員は、この法人の事業に賛同して、次条の規定により入会した正会員と賛助会員とをもって構成する。

2 正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)における社員とする。

(1)正会員は次のとおりとする。

原則として船場地区内の連合振興町会、商店街、法人及び船場地区内に活動拠点を持つまちづくり活動団体等とする。

(2)賛助会員は次のとおりとする。

この法人の活動に賛同し支援する法人および個人等とする。

(入会)

第8条 会員となるには、第7条の資格を有する者が、現正会員1名以上の推薦を得て、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第9条 会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、資格を喪失する。

(1)会員である法人が解散したとき

(2)会員である個人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき

(3)会員が破産手続開始の決定を受けたとき

(4)会員が第7条の要件を失ったとき

(5)除名されたとき

(6)会員である法人の役員又は個人に暴力団等反社会的組織に属する者及びこれに準ずる者

がいることが発覚したとき

(7)2年以上会費を滞納したとき

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失う。但し、未履行の義務はこれを免れることはできない。

3 この法人は第10条または第11条第1項各号の規定により会員がその資格を喪失しても、会員が支払った年会費を返還しない。

(会員名簿)

第12条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第5章 総会

(種類)

第13条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(開催)

第14条 定時総会は毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 前項のほか、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(構成)

第15条 総会は正会員をもって構成する。会員が法人の場合、その代表者が選任したその法人の役員又は従業員は総会へ代理出席することができる。

2 総会には必要に応じ、正会員以外の出席を求めることができる。

3 前項の出席者に対し、意見又は説明を求めることができる。

4 本章に定める総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 総会は、次の事項を決議する。

(1)理事及び監事の選任及び解任

(2)定款の変更

(3)正会員の除名

(4)事業計画、収支予算、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5)計算書類の承認

(6)借入金及び重要な財産の取得及び処分

(7)合併及び解散

(8)残余財産の処分

(9)理事会において総会に付議する事項

(10)その他総会で決議するものとして一般法人法に規定する事項又はこの定款で定められた事項

(招集)

第 18 条 総会は一般法人法に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的である事項を、開催日の 2 週間前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長がやむを得ず出席できない場合は、総会で議長を選出する。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(1)理事及び監事の解任

(2)正会員の除名

(3)定款の変更

(4)借入金及び重要な財産の取得及び処分

(5)合併及び解散

(6)残余財産の処分

(7)その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 21 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の者を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項において代理人として議決権の行使をする場合における正会員又は代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

3 第 1 項の場合における第 20 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

3 総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 6 章 役員等

(役員 の 設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以上

2 理事のうち、1 名を理事長とする。また、5 名以内を副理事長とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員 の 選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事 の 職務 権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を積極的に執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

3 理事長及び副理事長は、事業年度毎に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 26 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

1 理事の職務の執行を監査し、一般法人法で定めるところにより、監査報告を作成すること。

2 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

3 そのほか監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終了の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定めた員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事として、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。但し、解任する場合は第 20 条第 2 項の決議によらなければならない。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(役員責任の免除)

第 30 条 この法人は、役員一般法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

4 必要に応じて事務局、顧問等が出席できるものとする。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1)総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長及び副理事長の選定及び解任

(4)事業計画及び収支予算の承認

(5)会員の資格審査及び入会承認

(6)正会員以外の会員の除名

(7)事務局長、経理担当責任者等の選任及び解任

- (8)会費金額の決定
- (9)理事会下部組織として部会の設置及び廃止並びに部会長の選任及び解任
- (10)運営会議の設置及び開催に関する事項
- (11)理事の競業及び利益相反取引に関する事項
- (12)規則の新設、変更及び廃止に関する事項
- (13)第 30 条に定める役員の責任の免除に関する事項
- (14)前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(種類及び開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、4 ヶ月を超える間隔で、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3)一般法人法第 101 条第 2 項の規定に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は一般法人法第 101 条第 3 項の規定に基づき、監事が招集をしたとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、開催日の 3 日前までに理事及び監事に対して通知しなければならない。

3 前条第 3 項第 2 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 前各項の規定にかかわらず、理事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長がやむを得ず出席できない場合は、その理事会において、出席した理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数により決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

3 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第 8 章 会計

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経たうえで、毎事業年度開始後 3 ヶ月以内に開催する総会において決議を得るものとする。これを変更規定する場合も、同様とする。

2 前項にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは理事長が、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 事業計画及び収支予算については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時総会において第 1 号については報告をし、第 2 号については承認を得なければならない。

(1)事業報告及びその附属明細書

(2)計算書類及びその附属明細書(貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)等)

2 この法人は、第 1 項の定時総会の終結後速やかに、一般法人法の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

3 監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(借入金及び重要な財産の取得又は処分)

第 41 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、総会において、第 20 条第 2 項の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の取得又は処分を行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならぬ。

(剰余金の不分配)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の処分)

第 43 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会において、第 20 条第 2 項の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 44 条 本定款は、総会において、第 20 条第 2 項の決議により、変更することができる。

(解散)

第 45 条 この法人は、総会において、第 20 条第 2 項の決議により、解散することができる。

第 10 章 顧問等

(顧問等)

第 46 条 この法人には、運営に関する助言やまちづくりに関する知見を得るため顧問等を置くことができる。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 47 条 この法人の事務全般を処理するため、事務局を設置する。

2 この法人の事務局は、総会、理事会を補佐する。

3 事務局には、事務局長を置く。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 48 条 この法人は、公正で開かれた活動をするために、その活動状況、財務資料等を公開する。

(個人情報の保護)

第 49 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。